

平成 21 年 第 2 回 臨時 会

厚 岸 町 議 会 会 議 録

平成 21 年 5 月 26 日 開 会
平成 21 年 5 月 26 日 閉 会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成21年 厚岸町議会 第2回臨時会 会議録

招 集 期 日	平成21年5月26日		
招 集 場 所	厚岸町 議場		
開催日時	開 会	平成21年5月26日	10時00分
	閉 会	平成21年5月26日	12時20分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	音喜多 政 東	○	9	菊 池 賛	○
2	堀 守	○	10	谷 口 弘	×
3	佐々木 敬 治	○	11	大 野 利 春	○
4	高 橋 奏	○	12	岩 谷 仁悦郎	○
5	中 川 孝 之	○	13	室 崎 正 之	○
6	佐 齋 周 二	○	14	竹 田 敏 夫	○
7	安 達 由 圃	○	15	石 澤 由紀子	○
8	中 屋 敦	○	16	南 谷 健	○

以上の結果、出席議員15名 欠席議員1名

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	松 澤 武 夫	議 事 係 長	田 崎 剛
--------	---------	---------	-------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1) 町長部局

町長	若狭	靖
副町長	大沼	隆
総務課長	豊原	隆弘
税財政課長	佐藤	悟
町民課長	米内山	法敏
産業振興課長	大崎	広也
建設課長	佐藤	雅寛

(2) 教育委員会

教育長	富澤	泰
管理課長	須佐	祐吉

1. 会議録署名議員 13番 室崎議員 14番竹田議員

1. 会 期
5月26日の1日間

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

平成21年厚岸町議会第2回臨時会議事日程

平成21年5月26日

午前10時 開 議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4	報告第1号	専決処分事項の報告について
5	報告第2号	専決処分事項の報告について
6	報告第3号	専決処分事項の報告について
7	議案第36号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第37号	厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第38号	財産の取得について
10	議案第39号	平成21年度厚岸町一般会計補正予算

厚岸町議会 第2回 臨時会 会議録

午前10時00分

- 議長（南谷議員）ただいまより平成21年厚岸町議会第2回臨時会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付の日程表の通りであります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番室崎議員、14番竹田議員を指名いたします。日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。副委員長の報告を求めます。

- 7番（安達副委員長） 7番。

- 議長（南谷議員） 7番、安達副委員長。

- 安達副委員長 本日、午前9時30分より厚岸町議会第4回議会運営委員会を開催いたしました。議件につきましては第2回臨時会の議事運営についてであります。町長提案の議案について、(1)から(3)、報告第1号から報告第3号は、専決処分事項の報告、(4)から(6)、議案第36号から第38号は一般議案、(7)議案第39号は一般会計補正予算ですがいずれも本会議で審査することにいたしました。次に会期の決定ですが、会期は本日1日とすることにしました。以上議会運営委員会報告といたします。

- 議長（南谷議員） 副委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（南谷議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただ今の議会運営委員会報告にありましたとおり、本日、1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

- （「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日、1日間とすることに決定しました。日程第4、報告第1号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し提案理由の説明を求めます。

- 税財政課長（佐藤課長） 議長。

- 議長（南谷議員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただ今上程いただきました報告第1号、専決処分事項の報告

について、その内容の説明を説明申し上げます。議案書1ページからでございますが、総体的な説明をさせていただきます。平成21年度の税制改正は変化の経済金融情勢を踏まえ、景気回復の実現に資するとの観点から住宅、土地税制、法人関係税制、相続税制、金融証券税制、自動車課税等、国税及び地方税にわたって浮揚の措置が講じられ、改正となっているところでございます。地方税法等の一部を改正する法律が、去る3月31日、平成21年法律第9号として公布され同年4月1日から施行されております。同法の改正及び公的年金等に関わる税額の徴収方法について、システム構築等の理由により町税条例等を速やかに改正し施行することが必要となったところでございます。緊急を要し議会を招集する時間がなかったところから地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付をもって専決処分をしたところでございます。町税条例等の一部を改正する条例の制定を行わせていただいたものであります。同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。なお、このたびの専決処分を行った改正条例は、町税条例、昭和25年厚岸町条例第21号及び町税条例の一部を改正する条例、平成20年厚岸町条例第29号の改正をしたもので、題名が町税条例等の一部を改正する条例となっているところでございます。

議案書の2ページでございます。総総専第1号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。町税条例等の一部を改正する条例でございます。議案書3ページ、別紙となりますが、まず総体的な改正要旨、内容等についてでございます。まず、町民税についてでございます。公的年金等に係る特別徴収の方法の一部の変更についてでございます。地方税法上は給与所得及び年金所得以外の所得につきましても、公的年金等に係る町民税、道民税の所得割の税額と合わせて特別徴収の方法によって徴収することができるとされておりますが、年金保険者いわゆる社会保険庁においてこれらの税額を合わせて徴収するシステム構築がなされなかったことから給与所得及び年金所得以外の所得に係る税額については、普通徴収の方法によって徴収するものであります。続いて上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の軽減措置でございます。地方税法の改正により、これらの所得について1.8%の税率を適用する措置を平成23年まで延長するものでございます。次に固定資産税についてであります。主な内容は負担調整措置の延長についてであります。土地に係る固定資産税については課税の公平の観点からこれまで負担水準の均衡化、適正化に取り組んできた結果、地域ごとの負担水準の均衡化については相当程度進展してきているとの国の状況認識から平成21年度以降においても評価替の動向を踏まえ納税者の税負担にも配慮しつつこれまでの負担調整措置を基本に、引き続き負担の均衡化、適正化を一層促進する必要があるとの判断から、現行の負担調整措置を平成23年度まで延長することとし、これに伴い関連規定の改正をするものでございます。続きまして医療法人等が設置する医療関係養成所の固定資産税の非課税措置の規定の追加でございます。地方税法の改正により一般社団法人及び一般財団法人、医療法人等が設置する医療関係養成所の固定資産税の非課税措置の規定が追加されたことに伴い関連規定の改正を行うものであります。以上が今回の平成21年度税制改正の地方税法等の改正の主な内容でございます。その他関連規定の整備を行うものであります。改正の内容につきましては、お手元に配布の報告第1号説明資料、町税条例の一部を改正する条例新旧対照表及び机の上には上がっていたと思っておりますが、平

成21年度主な税制改正の概要。横版のものです。地方税関係により行いたいと思います。なお、この資料の説明につきましては逐条で説明いたします。改正規定の説明の内容が前後いたしますことをお許し願いたいと存じます。まず、新旧対照表の1ページからでございます。第1条、町税条例の一部を改正する条例からでございます。

(以下新旧対照表の説明のため省略)

議案書の7ページをお開き願いたいと思います。附則でございます。第1条、施行期日、この条例は平成21年4月1日から施行する。第2条、経過措置、別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の町税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。第2項、新条例付則第10条の2第3項の規定は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された第1条の規定による改正前の町税条例付則第10条の2第3項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。とするものであります。以上で報告第1号、専決処分事項の報告とさせていただきます。大変わかりづらい説明、雑駁な説明でありますがお審議のうえご承認賜わりますようお願い申し上げます。

●議長(南谷議員) これより質疑を行います。

●議長(南谷議員) ございませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(南谷議員) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

●議長(南谷議員) 日程第5、報告第5号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

●税財政課長(佐藤課長) 議長。

●議長(南谷議員) 税財政課長。

●税財政課長(佐藤課長) ただ今上程いただきました報告第2号、専決処分事項の報告について、その内容の説明を説明申し上げます。議案書は8ページでございます。さきにご審議をいただきました報告第1号と同様地方税法等の一部を改正する法律が去る3月31日平成21年法律第9号として公布され同年4月1日から施行されております。同法の改正に伴い厚岸町の都市計画条例を速やかに改正し、施行することが必要となったと

ころでございます。緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分をもって、厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定を行わせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものでございます。議案書は9ページになります。総専第2号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。議案書10ページ別紙でございますが、地方税法の一部改正により固定資産税と同様に負担調整措置の延長についてでございます。土地に関わる都市計画税のより一層の均衡を図る観点から現行の負担調整措置が平成23年度まで延長されたことに伴い関連規定を改正するほかその他所要の関連規定の整備を行うものであります。改正の内容の説明につきましては、お手元に配布の報告第2号説明資料厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表により行いたいと思います。資料をご参照願います。資料1ページから3ページにわたりますが、附則第2項から第8項までは負担調整措置の延長で平成18年度から平成20年度を、平成21年度から平成23年度までとするものであります。付則第12項は、農地に対して課する都市計画税の特例措置に関する地方税法の読み替え規定でございますが、同法の改正に伴う引用条項の整理でございます。なお、これらの特例措置の改正に関わる当町における都市計画税の課税についての影響はございません。以上で資料の説明を終わらせていただきます。議案書10ページでございます。付則でございます。第1項施行期日でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行する。第2項、経過措置であります。この条例による改正後の厚岸町都市計画税条例の規定は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。ものとするものでございます。以上誠に簡単雑駁な説明でございますが報告第2号専決処分事項の報告についての説明を終わらせていただきます。ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（南谷議員） 日程第6、報告第3号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

●町民課長（米内山課長） 議長。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） ただ今上程いただきました報告第3号、専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。さきの報告2件と同様地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成21年3月31日付けでそれぞれ公布されたところですが、この改正により厚岸町国民健康保険税条例においても速やかに改正を行い国民健康保険税の賦課期日であります4月1日から施行する必要性が生じたところですが、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分をもって厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものであります。今回の地方税及び地方税法施行令の改正に伴う厚岸町国民健康保険税条例の専決処分における改正内容は、国民健康保険税の課税限度額の規定中、介護納付金課税額に係る課税限度額について、現行9万円を10万円に引き上げる改正と厚岸町における国民健康保険税の2割軽減を行う際の除外規定を廃止する内容であり、平成21年4月1日から施行するものであります。議案書の11ページ、12ページであります。改正内容につきましては、別紙お手元に配布させていただいております、報告第3号説明資料厚岸町国民健康保険税条例新旧対照表によって説明させていただきます。

（以下新旧対照表の説明のため省略）

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。ございませんか。

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（南谷議員） ここで、税財政課長より議案第36号の字句訂正の申出がありますので、これを許します。

●税財政課長（佐藤課長） 議長。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 大変貴重な時間をいただき申し訳ございません。議案書の訂正をお願いいたします。議案第36号町税条例の一部を改正する条例の制定について、一部字句の訂正でございます。訂正箇所は議案書13ページ下から7行目に「る。」とある

のを「め」を加えまして「める。」、「改める。」というようになりますが、「め」を加えて「改める。」に訂正をお願いしたいと思います。今後、議案書作成にあたりこのような間違いのないよう努めてまいります。ご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 日程第7、議案第36号、町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

●税財政課長（佐藤課長） 議長。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただ今上程いただきました議案第36号、町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。議案書13ページでございます。地方税法等の一部を改正する法律が、去る3月31日、平成21年法律第9号として公布され、同年4月1日から施行されておりますが、その一部について施行期日が異なる規定がされており、今後、施行される部分について専決処分によることなく、これとは別に本議会に上程し議決いただくとするものでございます。

今回の町税条例の一部改正につきましては、同法の一部を改正する法律の規定中、町民税については、個人の住民税における住宅借入金等特別税額控除の追加についてでございます。平成21年から平成25年までに新築や増改築をした住宅に入居された方について、所得税から控除しきれなかった特別税額控除のうち、一定の額を町民税及び道民税の所得割の税額から控除するものでございます。次に固定資産税についてでございます。まず、長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置についてでございます。平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築された長期優良住宅については、新築された一定の期間に限り、固定資産税の税額の2分の1を減額する措置が既に設けられており、その減額の申告に係わる規定を新たに設けようとするものでございます。その他所要の関連規定等の整備を行うものでございます。

議案書13ページでございます。改正内容の説明につきましては、別紙お手元に配布の議案第36号説明資料「町税条例の一部を改正する条例新旧対照表」及び「平成21年度主な税制改正の概要（地方税関係）」により行いたいと思います。なお、資料の説明は逐条で説明することから、改正規定内容の説明が前後いたしますがご了承願いたいと思います。資料1ページからご説明申し上げます。町税条例の一部を改正する条例であります。第34条、第1項第3号は、平成18年の公益法人改革により民法第34条の公益法人及び公益財団法人に改まったため不要となるものであり、平成20年度の改正で改めるべきものであります。この度の条例改正の際、条項等を精査したところ、この誤りが判明したものであり、お詫び申し上げますとともに、今後、係る事態のないよう努めて参りますので、お許しいただきご承認賜りますようお願い申し上げます。なお、同条同項第4号から第6号までは、第3号を削ったことによる号の繰り上げでございます。第37条、第6項は、土地改良法の一部改正による引用番号の繰り上げでございます。2ページ第

43条の2は、固定資産税の非課税の客体であるものの申告の手続きを規定しているものでありますが、この条中で引用していた地方税法第348条第2項第11号の2は誤りであり、これは同法同項第11号の4に改めるもののほか、字句の整理をするものであります。本条の改正につきましても、条例を精査した結果、昭和45年の改正で引用号番号を謝って改正したものであり、第34条の改正同様お詫び申し上げますとともに、今後、係る事態のないよう努めて参りますのでお許しいただき、ご承認賜りますよう重ねてお願い申し上げます。第80条、第2項は、第34条第1項第3号を削ったことによる民法の法律番号の追加でございます。附則の改正であります。第7条の3第1項は、次条追加による文言の追加でございます。同条第3項は、町長特認規定を削るものでございます。この規定は、納税通知書が送達される時までに住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、「町長においてやむを得ない理由があると認めるとき」には、申告書を受理できるとされていた規定」を削るもので、この削る理由は、当該規定を残すことにより毎年度の課税額の納税通知書送達までに当該税額が確定できないこと、また、確定できないことにより、その後において、この課税額の更正処理等により課税額に変更が生じ、課税額等を根拠として減額、減免措置等の各種制度の適用に支障が及ぶことなどから削ることとされたものでございます。

3ページ第7条の3の2は、住宅借入金等特別控除の個人住民税額控除創設に伴う、規定の追加でございます。平成21年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（平成21年から平成25年までに入居した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額（当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9万7,500円）を限度とする。）を減額する内容であります。ここで資料の説明をさせていただきますが、住宅借入金等特別控除の個人住民税額控除創設につきましては、別に配布しております資料、「平成21年度主な税制改正の概要（地方税関係）」の5ページ6ページをご覧くださいと思います。

資料5ページは個人住民税における特別控除の内容で、所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において差し引ききれなかった残額について、所得税の課税総所得金額の5%相当額（ただし、9万7,500円を限度）を住民税から控除するものでございます。6ページの図にありますように、それぞれ、特例期間、必要な手続き等を記載してございます。一般住宅の場合、上段の図のように、平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合で、住宅ローン残高を有する場合の所得税額の特別控除制度について、適用期限を5年延長するとともに、図にあるように10年間、それぞれの年末の借入金の1%相当額を税額控除するものでございます。また、下段の図は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のもの（以下「認定長期優良住宅」という。）の新築又は建築後使用されたことのない認定長期優良住宅の取得をして、同じく、平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合の特例を創設し、10年間、平成21年から平成23年までの間に入居の用に供した場合は、1.2%、その後24年から25年に入居の用に供した場合は1%相当額を税額控除するもの

でございます。

4 ページ第8条、第2項及び同項第2号は、住宅借入金等特別控除の個人住民税額控除創設に伴い、「附則第7条の3の2第1項」が追加されたことによる当該引用条項の整理でございます。第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の際に添付すべき添付すべき書類に関する規定の追加でございます。

5 ページ同条2項から第5号までは、新たに1項を加えた事による項番号の繰り下げでございます。同条第6項、第7項は、地方税法施行規則の改正に伴う引用条項の整理及び項番号の繰り下げでございます。第16条の3、第3項第2号は、住宅借入金等特別控除の個人住民税額控除創設に伴い、「附則第7条の3の2」が追加されたことによる関係引用条項の追加及び、「第28条の7第1項前段」とあるのを「第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に改めるものでございます。上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例、別に配布しております資料、「平成21年度主な税制改正の概要（地方税関係）」の7ページをご覧いただきたいと思ひます。資料7ページの図にありますように、特例措置として円滑に新制度へ移行させるため、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間）は、その年分の上場株式等に係る配当所得（100万円以下）及び譲渡所得（500万円以下）の部分については、10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率とするとされていたものを、平成23年まで3年間、町民税1.8%（町道民税3%）とするものであります。

6 ページ第16条の4、第3項第2号は、住宅借入金等特別控除の個人住民税額控除創設による引用条項の追加でございます。土地の譲渡等に係る事業所得等とは、その年の1月1日で所有期間が5年以下である土地等を譲渡したことによる事業所得又は雑所得についての特例が5年間延長となったことに伴う改正でございます。第17条、第1項は、租税特別措置法第35条の2第1項を追加するもので、この規定は、長期譲渡所得に係る特別控除の追加でございます。内容は、個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額から1,000万円（当該譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合には、当該譲渡所得の金額）を控除するとするものでございます。長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例は、別に配布しております資料、「平成21年度主な税制改正の概要（地方税関係）」の8ページをご覧いただきたいと思ひます。図のように、土地等の長期譲渡所得に係る1千万円の特別控除が創設され、平成21年、22年の2年間に取得する土地等を5年を超えて所有した上で譲渡した場合には、その譲渡所得から1千万円を控除する措置が創設されたところであります。（法附則34①、④）

7 ページ第17条第3項は、住宅借入金等特別控除の個人住民税額控除創設による引用条項の追加でございます。第17条の2第3項は、8ページに渡りますが、租税特別措置法第35条の2及び同法第37条の9の5が追加されたことによる引用条項の整理でございます。租税特別措置法第35条の2とは、長期譲渡所得に係る特別控除の創設で、土地等の長期譲渡所得に係る1千万円の特別控除が創設され、平成21年、22年の2年間に取得

する土地等を5年を超えて所有した上で譲渡した場合には、その譲渡所得から1千万円を控除する措置でございます。同法第37条の9の5とは、土地等の先行取得をした場合の課税の特例の創設で、21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に取得した土地で10年以内に譲渡したときは、他の土地の譲渡利益金額の100分の80相当額を限度として当該金額とすることとされたものであります。

(8ページ)第18条、第5項第2号及び、第19条、第2項第2号は、住宅借入金等特別控除の個人住民税額控除創設による引用条項の追加でございます。9ページ第19条の2第1項は、特例措置への特定保有株式の追加でございます。特定保有株式とは、平成21年1月4日に特定管理株式であった内国法人の株式で同年1月5日に特定管理口座から払い出されたもののうち同日以後その株式と同一銘柄の株式の取得および譲渡をしていないものであることにつき一定の証明がされたものを「特定保有株式」という。

9ページから10ページ第20条、第2項は、引用条項の整備及び租税特別措置法の改正により引用項番号繰り下げによる引用項番号の整理であります。同条第6項は、租税特別措置法の改正により引用項番号繰り下げによる引用項番号の整理であります。第20条の2第1項は、先物取引に係る特例措置への譲渡所得が追加されたことによる条文の整理でございます。同条第2項、これは11ページにわたりますが第2号は、住宅借入金等特別控除の個人住民税額控除追加による引用条項の追加でございます。

11ページ第20条の4、第2項第2号は、住宅借入金等特別控除の個人住民税額控除創設による引用条項の追加の追加でございます。

12ページ同条第5項第2号は、第2項第2号同様、住宅借入金等特別控除の個人住民税額控除創設による引用条項の追加でございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

恐れ入ります。議案書16ページをお開きください。附則であります。

附則、第1条、(施行期日)17ページ第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第1号、附則第10条の2第7項の改正規定、同項を同条第8項とする改正規定、同条第6項の改正規定、同項を同条第7項とする改正規定、同条第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げる改正規定、同条第1項の次に1項を加える改正規定及び附則第3条の規定平成21年6月4日第2号、附則第7条の3の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第1項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、附則第8条第2項の改正規定、附則第16条の3第3項第2号の改正規定、附則第16条の4第3項第2号の改正規定、附則第17条第3項第2号の改正規定、附則第18条第5項第2号の改正規定、附則第19条第2項第2号の改正規定、附則第19条の2及び第20条の改正規定、附則第20条の2第2項第2号の改正規定、附則第20条の4第2項第2号の改正規定並びに同条第5項第2号の改正規定平成22年1月1日第3号、附則第7条の3第3項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに、次条の規定平成22年4月1日第4号、附則第20条の2第1項の改正規定平成23年1月1日第5号、第37条第6項の改正規定農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第●●号)の施行の日。なお、農地法等の一部を改正する法律につきましては、現在、国会(参議院)で審議中で法律番号が未定であり「空白」としてございます。この法律番号につきましては、当該法律が成立し法律番号が決

定した時点において、「加筆し空白を埋める」法制執務上慣行とされております対応を
してまいりたいと考えていますのでご了承願いたいと思います。

第2条、（町民税に関する経過措置）改正後の町税条例（以下「新条例」という。）
附則第7条の3第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の町民税について適用
し、平成21年度分までの個人の町民税に係る同項に規定する町民税住宅借入金等特別税
額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

第3条、（固定資産税に関する経過措置）新条例附則第10条の2第2項の規定は、平
成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後
の年度分の固定資産税について適用するというものでございます。

以上で議案第36号の説明を終わらせていただきます。大変わかりづらい説明、なおか
つ雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしく
お願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。ございませんか。

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本
案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第8、議案第37号、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正す
る条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求
めます。

●町民課長（米内山課長） 議長。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） ただ今上程いただきました議案第37号、厚岸町国民健康保険
税条例の一部を改正する条例の制定について、その内容と提案理由の説明を申し上げま
す。このたびの改正は地方税法等の一部改正によって、厚岸町国民健康保険税条例にお
いても改正が必要となった部分及び一部読み替え規定の改正であります。

議案書18ページになりますが、今回の改正の主な内容は、上場株式に係る配当所得に
係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定の追加であります。改正内容につきまし
ては、別紙お手元に配布させていただいております議案第37号説明資料新旧対照表で説
明させていただきます。なおこの資料は、逐条で説明することから改正規定の内容の説
明が前後いたしますが、ご了承願いたいと存じます。新旧対照表1ページであります
が、附則の改正であります。附則第2項の次に、新たに第3項として1項を加えるものとす

が、その内容は国民健康保険税における所得割の課税対象額に、上場株式等に係る配当所得がある場合は、これを加える内容であります。また、保険税の減額の際の課税対象額についても、上場株式等に係る配当所得を加える内容であります。

次に改正前の3項を4項として、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税に関し、引用しております租税特別措置法が改正されたため、その改正規定であります租税特別措置法第35条の2、平成21年1月1日から2年間のうちに取得した土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合における特別控除の条項を加えるものであります。

次に新旧対照表の2ページになりますが、改正前の第4項を第5項とし、短期譲渡所得においても前項の規定を準用するため、同じく租税特別措置法第35条の2の読み替え規定を追加するものです。さらに改正前の第5項を第6項とし、読み替え規定を加えるものです。この読み替え規定は、第3条第1項における読み替え規定であります。現行では読み替え後の条文に置き換えた時、引用条番号であります地方税法第314条の2の特定ができないことから、同条第2項を法第314条の2第2項とこのたびの改正に合わせて改正するものです。

次に新たに第7項として1項を加える内容でありその内容は新たな第3項で追加された上場株式等の配当所得については、上場株式等に係る譲渡損益の損失通産及び繰越控除が適用となり、その計算後の額が課税対象となる規定を加えるものであります。

次に新旧対照表2ページ後段から3ページになりますが、改正前第6項及び第7項ですが、それぞれ項番号を2項ずつ繰り下げ第8項及び第9項とするとともに繰り下げたことによる引用項番号をそれぞれ変更するものであります。また、改正前の第6項の見出しを削り、新たに加えた第7項の見出しは同項及び第8項の共通見出しとするものであります。

次に第8項から第12項までは新たに第3項及び第7項を加えたことによりそれぞれ2項ずつ繰り下げ、地方税法改正に伴う読み替え規定及び文言を追加するものであります。

議案書19ページにお戻りください。附則であります。改正後の条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。とするものです。1号として、附則第2号の次に1項を加える改正規定、附則第3項の改正規定中、同項を附則第4項とする部分。附則第4項の改正規定中、同項を附則第5項とする部分。附則第5項の改正規定中、同項を附則第6項とする部分。同項の次に1項を加える改正規定、附則第6項及び第7項の改正規定、附則第8項の改正規定中、同項を附則第10項とする部分。附則第9項の改正規定、附則第10項の改正規定中、同項を附則第12項とする部分。附則第11項の改正規定及び附則第12項の改正規定。以上の改正規定については、平成22年1月1日から施行するとするものであります。

また、第2号として、附則第3項の改正規定中、同項を附則第4項とする部分を除く部分及び附則第4項の改正規定中、同項を附則第5項とする部分を除く部分については、平成22年4月1日から施行するとするものです。

さらに第3号として、附則第8項の改正規定、事業所得の次に譲渡所得を加える部分については、平成23年1月1日から施行するとするものです。

以上、簡単な説明ではありますが提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議のうえご承認賜わりますようよろしく願申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。ございませんか。
- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。
- 議長（南谷議員） 日程第9、議案第38号、財産の取得についてを議題といたします。職員朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

●産業振興課長（大崎課長） 議長。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎山課長） ただ今上程いただきました議案第38号、財産の取得についての提案理由を説明いたします。議案書の21ページをお開き下さい。議案第38号、財産の取得についてであります。現在町営牧場の運営にかかせない作業の主体となる作業本機となりますトラクターが総体的に老朽化が進んでまいりまして、故障等のトラブルも多く修理修繕費が年々増加してきておりますことから、今年度におきまして町営牧場管理用車両整備事業により更新を行い、町営牧場運営の効率化を図ろうとするものであります。このたびその財産の取得にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

その内容であります。

（以下内容の説明のため省略）

●室崎議員 13番。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

- 室崎議員 取得した物件についての質問ではございません。議案の書き方についてちょっと、念のためお聞きするのですが。契約の相手方というところが、何々会社標茶営業所というふうになっているんですけども、契約のもう一人の主体であるのは厚岸町だと思いませんか。厚岸町と契約する相手方は営業所という法人なんですか。その点についてはこういう記載の方法で問題がないのかどうか一応確かめるといって意味でお聞きをしておきます。

- 議長（南谷議員） 答弁調整のため休憩します。

[休憩 午前11時27分]

[再開 午前11時27分]

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎山課長） 指名願、それから当日の委任状の提出をいただき、入札に対して委任状をいただくわけでありますけれども、その委任状の名称が日本ニューホランド株式会社標茶営業所というふうになってございますので、この名前の記載された名称どおりに今回議案として提出したしだいでございます。

- 室崎議員 13番。

- 議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

- 室崎議員 この議案書は、契約の相手方って書いてあるんですよね。相手方というのは、こちら厚岸町と契約をした相手方なんです。具体的にね、法人ですから。誰が来てどうする、委任状なんかの場合にはもちろんその営業所までではなくて、営業所長何の何某って言う者がちゃんと記載されて判を押さなきゃならないと。いわゆる法人の代表者乃至法定代理人ということになるでしょうから。ただ私が聞いているのは、ここで契約の相手方ということをした場合には、その法的主体を記載しなければならないのではなかろうかと。括弧書きでそういうものを入れておくのはいいんですよ。ただ、契約の相手方が営業所なんですかということを知っているんです。

- 議長（南谷議員） 暫時、休憩します。

[休憩 午前11時29分]

[再開 午前11時35分]

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎山課長） まず、訂正をします。さきほど私が入札時に本人の委任状が提出されてその名前を、ということで先ほど申し上げましたけれども、実は来たのは営業所長本人でありますので委任状の提出はございませんでした。それで今回の議案の根拠でありますけれども、ニューホランド株式会社標茶営業所が指名選考願、これを町に提出したわけでありますけれども、これが本年の2月でございます。申請時に日本ニューホランドの本社から委任状が同時に提出されてございますので、その内容につきましては契約締結に関する一切の権限がこの、今回の受注者であります契約の相手方あります所長本人、森田高志さんと申しますけれども、委任された本人が今回まいって

おりますので、今回の議案どおりということになりますので、ご理解を願いたいと存じます。

(「ちょっと休憩してください。」の声あり)

●議長(南谷議員) 本会議を休憩します。

[休憩 午前11時36分]

[再開 午前11時46分]

●議長(南谷議員) 本会議を再開いたします。13番、室崎議員。

●室崎議員 休憩中にいろいろなやりとりがあったんですが、どういうふうにしてもちょっと私としては解せないの、要するに契約の相手方というのは何なのかということをお聞きしているわけです。こういう文書にこういう記載をしていますとかそういう話ではなくて、契約の相手方というのは何なのかということをお聞きしているわけですよ。それに対してももちろん担当者も根拠なしでやっているわけではなくて、こういうものの根拠によってこういうふうにごこのところを書いて良いと思うんだというものがあるでしょうから、それを一応ご説明していただきたい。

●議長(南谷議員) 建設課長。

●建設課長 お答えをいたします。契約相手方の根拠でございますけれども、私ども、通常、事務を行う上で参考としておりますのがこういった地方財務実務提要といった参考本がございます。この中に今、ご質問を受けた同様の例がございます。内容としましては、契約書作成にあたりまして、契約の相手方を営業所所長を氏名とすることができるかという質問に対しまして、その解答といたしましては、まず、営業所長に代表権があれば差し支えありません。また、代表権がない場合でも、代表権者からの委任があれば差し支えありませんといった回答となっております。これに準じて私どもは契約の相手方を営業所としたものでございますのでご理解を願いたいと思います。

●議長(南谷議員) よろしいですか。

●室崎議員 あとはあとだ。

●議長(南谷議員) はい。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。本案は原案のとおり決しました。
- 議長（南谷議員） 日程第10、議案第39号、平成21年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

- 税財政課長（佐藤課長） 議長。

- 議長（南谷議員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました、議案第39号、平成21年度厚岸町一般会計補正予算、1回目の提案理由を説明させていただきます。議案書の1ページでございます。平成21年度厚岸町一般会計補正予算、1回目。平成21年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、6,277万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、77億2,347万5千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。次のページ、お開きください。第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。記載のとおり、歳入歳出とも、3款、4項にわたって、それぞれ、6,277万円の補正であります。事項別によりご説明させていただきます。5ページをお開き願います。歳入であります。11款1項1目1節地方交付税これは、普通交付税でございます。511万3千円の増、15款国庫支出金2項国庫補助金6目土木費国庫補助金6節防衛施設周辺整備事業補助金2,372万円8千円の増でございます。太田8番道路整備事業における補助金交付決定を受けての予算計上でありまして、内訳としましては、道路用地購入分4万8千円、改良舗装工事分2,368万円であります。3項委託金4目土木費委託金1節河川費委託金、2,602万9千円の増。別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業委託金でありまして、河川調査追加実施に伴う委託金の増額計上であります。22款1項町債6目土木債2節道路橋梁債790万円の増、太田8番道路整備事業費の増に伴う町債、これは過疎債でございます。の増であります。以上で歳入の説明を終わります。続いて7ページ、歳出であります。5款農林水産業費3項水産業費2目水産振興費、負担金補助及び交付金でございますが、79万2千円の増。漁業近代化資金利子補給事業でありまして、同融資制度の貸付要望の増に伴う利子補給額の増額補正であります。9ページ、7款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費3,176万9千円の増。太田8番道路整備事業でありまして、国における補助区分により、分割しての補正計上であります。内容につきましては、道路用地購入費 19万5千円。道路改良舗装工事費 3,050万円。

事業費支弁人件費ほか事務費として107万4千円の補正であります。3項河川費1目河川総務費2,602万9千円の増。別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業。12ページまでまたがりませんが、内容につきましては、河川調査委託料 2,479万円、事業費支弁人件費ほか事務費として123万9千円の補正であります。13ページをお開きください。9款教育費2項小学校費2目学校管理費。13節の委託料になりますが、418万円の増。厚岸小学校耐震補強工事の実施に伴う、実施設計委託料の計上であります。以上で歳出の説明を終了させていただきます。1ページへお戻り願います。債務負担行為の補正であります。第2条債務負担行為の追加、変更は、第2表、債務負担行為補正による。3ページをお開きください。第2表債務負担行為補正 追加であります。事項、太田8番道路整備事業に関する債務負担。期間、平成22年度。限度額、1億3,419万円とするものであります。次に債務負担行為補正 変更であります。事項、漁業近代化資金利子補給に関する債務負担。期間につきましては、変更ありません。限度額、資金貸付要望の増により457万4千円を増額し、640万2千円とするものであります。3段目の表からは、債務負担行為に関する調書補正でありますので、参照ください。以上をもちまして、議案第39号の説明を終わります。大変、雑ばくな説明ではございますがご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

●石澤議員 15番。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 この別寒辺牛水系整備事業に関わってのことなんですが、その、どういう内容なのか。それから今日の道新にフッポウシ川のことも出ていたんですけども。それがどういう形でこれがそれに関わっているのか。それと実際に工事が、どのように行われていくのか、それを説明してください。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 別寒辺牛水系治水砂防施設整備事業の補正の内容でございますけれども、これにつきましてはフッポウシ川流域、そちらの方の土砂生産源対策にかかります実施設計を行うものでございます。これは昨年フッポウシ川の現況を調査いたしまして、土砂生産源の対策が必要と判断されるところが4か所ございまして、その実施設計を行うというものでございます。そのための補正でございます。それから今日の北海道新聞の内容でございますが、これにどう関わってくるのかというご質問でございます。ここに書かれています内容では、この、道東の、イトウを守る会の方で横溝を、昨年、これを撤去するべきではないかと。イトウの遡上に支障が出ているのではないかとということで、そういった申し出が昨年北海道防衛局の方に申し出がありまして、北海道防衛局の方では、それに対応して横溝の一部を撤去してございます。全部ではなくて

魚の遡上が支障となっている部分について撤去をしてございます。その内容、状況を今回、新聞を見た中で内容が書かれております。それから新聞の内容に関わるという部分につきましては、内容の後段の方で今日の補正予算にこのフツポウシ川の砂防施設の整備事業。これは実施設計部分として盛り込むといった内容でございまして、それが今回、ここにのせている補正の内容でございましてその辺はご理解願いたいと思います。そういう内容の新聞の内容かなというふうに見ておりますけれども。

●石澤議員 15番。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 それで調査費の値段なんですけれども、2,602万9千円なんですけれども、すごく金額が多いような気がするんですが、どんな調査をしたというのも町にはきているのですか。

●建設課長（佐藤課長） 議長。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。2,602万9千円の、これから北海道防衛局の方から委託を受けまして実施設計を行うための費用を約2,602万9千円。これを町は予算計上しまして、これから、予算がとおりますと実施設計の発注をしていくということでございます。これからそれを作り上げていくというものでございます。

●石澤議員 15番。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 それで、現場は見ていますよね。現場を見ているのかということと、それからどうしてそういう状況になったのかという原因を、それも調査することなのか。それから崩落現場が着弾地と関わっているのか。それとけっきょくその崩落しているところの人工的に工事をすることの方が自然破壊につながらないのかどうか。それがイトウに対してその、かえってイトウの保護のためといえば、イトウに対して、野生動物に対しての、害を及ぼすことについてはどうなのか、その点、何かちょっと質問がやりづらいものですから、3回目らしいのでこれでお願いします。

●建設課長（佐藤課長） 議長。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。まず、現場を見ているのかということでございますが、昨年、調査を委託に出してございましてコンサルに現地を全部踏査させて写真を撮ったり調査をしてございます。それとその状態はどの様な状態になっているのかということでございますけれども、これは沢地帯の谷ところに周りから土砂が、法面とか土が崩れたような所がありまして、それが下の方に土砂が堆積しているといった状態となっております。それが今後、雨とか大きな雨等が降りますと土砂がだんだん川の方に向かって流れていきますので、それを早めに止めておく、土砂が川に流れないような措置をとることが必要だろうと判断をしたところでございます。着弾地に関わっているのかというご質問でございますが、着弾地の方は割と近い所ではありますけれども、着弾地からは少し離れております。着弾地そのものではなくて、それからもう少し川の方の方に近づいた谷なり沢地なり、そういった地形の所に法面とかが崩れたりしたようなところが下にたまってきていると。川まではまだ行っていないので、川のまだ手前の方で、土砂がたまってきていると。大雨などが降った時には一挙にそれがフッポウシ川の方に流れていくといった恐れがございますので、ここのところの対策をとろうといったところで今、設計をかけるということでございます。イトウへの影響と生物への影響でございますけれども、こうしたものも調査をしてございまして、それを今、川のところにどうのこうのというのではなくて、川ではなくて普通の川とかが流れていない沢地帯、谷のところに何らかの措置をしよう。たとえば生産源対策の検討委員会、これは平成18年度の時の検討委員会の中でも、提言等でもどういったものがいいのかという中では、谷止めだとか沈砂池とかこういったものの中で対応していったらどうだという提言を受けてございます。そういったものを踏まえて、これからそれがいいのか、実施設計で図面を書いたりして設計をしていくと、そういったものでございます。ですからイトウには、川を整備しないのでイトウに影響があるかといったら、それは何ら影響を及ぼすものではない。逆にそれが黙っておきますと及ぼす恐れも出てくるのかなと考えてございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 私は太田8番道路からまず、聞きたいのですけれども。今回、3千100何某ですか、補正されているのですけれども。新年度予算にも当然、21国債はのっていたんですけれども、今回、この増額理由というものをもうちょっと詳しく教えてほしいと思います。この、いただいた議案第39号の説明資料を見ていたんですけれども。21国債改良延長812m、舗装延長1,252mとなっているのですけれども、これは新年度予算の時にもらった資料と改良、舗装延長も変わっていないだけども、そういった中でどうして3千万円の増額になったのかというのがわからないので、それが1点目と。新年度予算の時にいただいた事業個所図ですね、起終点が若干ずれているのですけれども、今回いただいているやつでは、太田の2号道路ですね、2号道路が終点というふうに、2号道路まで終わることになっているのですけれども、議案第2号の説明資料の時には2号道路まではいっていなかったんですよ。そういった中でですね、起終点が、どちらが正しいのかというものを、延長が変わらない中で起終点が変わっているのですからへんの

説明をお願いしたいと思います。また、それと学校管理費の方ですね、厚岸小学校の耐震補強事業、今回、設計委託料ということで418万円計上されているんですけども、当然、そうなった時には今度、この設計が出来上がってくると、それを元に耐震補強工事というものが入ると思うんですけども、そうなった時には当然、国の予算の手当等というのはある程度目処はついたのかそれについて教えていただきたい。その目処がついた時に今回の実施設計委託というのが、工期、いつからいつくらいまでを設計としてあげてもらって、そして実際の補強工事をいつからいつまで行う予定でいるのか、スケジュールについて教えていただきたいと思います。以上です。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私からは太田8番道路の整備事業についてお答えいたします。まず、質問のありました当初予算の中の予算計上でありますけれどもこれは、平成20年度国債、の21年度分、20年から21年の2カ年で工事をする事業の21年度の部分です。それは20年度中に債務負担をとっておりましてその債務負担をとったものを21年度で予算をつけているとそういったものでございまして、金額的には21年度分につきましては1億7,377万1千円の債務負担の予算措置をしたものを21年度で計上しております。それから今回予算計上させていただいたのは、21年、22年の2年でやる21年度国債といわれるものでございます。その21年度分をこの数字の中で予算として3,157万4千円で計上しております。ただこのほかにこの上段の方で、21年度単年度事業といたしましてこれは用地購入の部分でありますけれども、これが19万5千円ほどつけておりますけれども、下の方では21年度国債として3,157万4千円。それと予算書の3ページになります。21年度への債務負担、1億3,419万、これを併せて予算措置をしてございます。ですから実質的には21年、22年の2カ年にわたって工事等を発注して行っていくとそういった事業でございます。新年度につきましては去年の20年、21年でやったものの、21年度分の予算措置をしたといったものでございます。そこで位置図でございましてけれども、位置図につきましては、当初予算につきましては20年、21年の2カ年の事業、やる部分の位置図を示しております。ですから改良工事、舗装工事、それから管渠工事が入っております、その施工場所の位置を示しております。今回の部分につきましては21年度から22年度の2カ年で実施する工事の施工部分を示してございます。ただ、この部分につきましては、改良工事が、今予定しているのは850m。それから舗装は1,252mでございます。舗装の方が長くて、改良の方は短くなっておりまして、20年、21年で工事を行った部分とのギャップがございまして、図面で示しているのが長いほうの延長、舗装延長で位置を示してございます。以上でございます。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 厚岸小学校の耐震補強に関わる実施設計に係るご質問でございますが、今回考えております厚岸小学校の耐震補強工事に向けたスケジュールであります。まず実施設計をこの後発注させていただきまして、この時期については9月から

いを目途にあげていただくようなスケジュールを考えております。9月の議会でさらに耐震補強工事の予算を上程させていただきまして、決定後、年度内3月までを目途に補強工事を実施し厚岸小学校の耐震を完成させていきたいと考えているところであります。今回の耐震補強に係る財源であります。既に今年度の文科省の交付金の事業は前年度で締め切られておりまして、今後、大型の追加やら補正の追加希望を含めてこれから取りまとめをされる情報を得ておりまして、厚岸小学校につきましてもこの追加希望の中に含めていただくようにしていきたいというふうに考えております。そういった中では9月の議会での、耐震補強に関わる工事費の計上が必要になってくることになるかと思っておりますので、それも含めて今後、よろしくお願ひしたいと考えております。以上です。

●堀議員 2番。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 それでは8番道路からですね。そうすると新年度予算の時に20年、21年で出された20年国債分の改良延長500m、舗装延長200m、幅員7.5mと21年度国債、改良延長812m、舗装延長1,252mというものと、今回あげている21年度国債の改良延長812m、舗装延長1,252mというのは別物だというふうに理解していいということなのか。それについてどうもちょっとよくわからないので。議案第2号の説明資料として事業個所図、道路新設改良費の分というのをいただいていたはずなんですけれども、その時の延長、21年度国債分の改良延長812m、舗装延長1,252mとうのとあまりにも同じなので、ぴったりなので今回この説明資料であげている39号が。だから私は、起終点が違うのでどうなのというふうにちょっと疑問に思ったものですから。どうもちょっとわからないんですよね。それについてはもう一度教えていただきたいと思ひます。あと、学校管理の方なんですけれども、さきほど3月の末までというような形の中で考えているということですが、学校関係者のPTAの方でもやはり1月いっぱいには何とか2月くらいからは使えるようにというような要望が出されていたと思うんですよ。これについては実工事の中に冬休みの中で工事完了がされるくらいまでに鋭意、担当者の方も努力して進めさせていただきたい。学校の方でも各保護者等には1月いっぱいくらいには完成するというものの中で説明をしていたので、鋭意努力していただきたいと思うんですがどうでしょうか。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長 ただいまお答えした中で、まず、実施設計を出して見て、どのような工事が必要なのかというのが確定しておりませんので何とも言えないんですけれども、できるだけ早く工事は完成させたいという気持でありますし、それは交付申請等もございまして、早くても1月にはかかれるかなという気持ではあります。そしてその工事内容によってはずれこむこともありますけれども、これから実施設計があがる中ではできるだけ早い完成を目指したいというふうに考えております。

●議長（南谷議員） 暫時休憩します。

[休憩 午後12時15分]

[再開 午後12時17分]

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●建設課長（佐藤課長） 議長。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。太田8番道路の当初予算におけます議案第2号、説明資料といたしまして提出しました事業個所図。これにつきましては、太田8番道路の位置につきましては、上段の方に今年度行います20国債、20国債といいますがは20年、21年度の2カ年でやる事業でございます。予算付けをしたもの、その中で事業内容というのは、改良延長が500m、舗装延長200m、幅員7.5mの予定という形で事業をたてております。その下の方に説明といたしまして21国債といった形で、21年、22年度の2カ年をやる事業。予定としましては、今、これ、ちょっと残りが22年度で終わるものですから残りの分といたしまして改良延長が812m、舗装延長1,252m、幅員7.5mという形で図面に示させていただいたものでございます。ですから施工につきましては、当初予算では上段の20国債、この部分となります。それで今回、4月16日に北海道防衛局の方から内示が入ったものですから、次は21年、22年の2カ年分として、2号説明資料では下の方であります。その部分の施工延長が今回、39号説明資料の中でこの事業箇所がここですよというふうに明示をさせていただいたというものでございます。大変、図面等の説明がわかりづらいということで申し訳ございませんでした。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

●堀議員 はい。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案の審査は全部終了いたしました。よって、平成21年厚岸町議会第2回臨時会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後12時19分）

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成21年 5月26日

厚岸町議会

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____